

天津大野木マイツニューズレター

1月号

2009年1月13日 担当:安達・宮原

2008年を振り返って ～ 重要法令の再確認 ～

新年明けましておめでとうございます。

本年も皆様にとって少しでも有用な情報を配信できるよう努めてまいりたいと思います。

本年も何とぞよろしく願いいたします。

2008年は、中国にとって念願であったオリンピックを成功させ大きな経済効果を発揮した一方、オリンピック成功の余韻に浸る間もなく、秋から年末にかけてはアメリカ発の金融危機による世界経済の急速な落ち込みにより中国経済にも大きな打撃を受けました。このような経済環境の変動により、外資企業に関わる各種政策についても、大きく揺れ動いた1年でありました。

そこで今回は、2008年を振り返り、同年における外資企業に関わる重要な法令について再確認して行きたいと思えます。

1. 労務関係

(1) 労働契約法関連

従来の労働法に比べ、労働者の権利を強化し、長期的な雇用を促す内容となっている労働契約法が2008年1月1日より施行されました。また、同法の実施細則である「労働契約法実施条例」（以下「実施条例」という）が2008年9月18日に公布され同日施行となっております。

会社に大きな影響を与える事項として、①書面による労働契約締結の徹底、②無固定期間労働契約（終身雇用）についての規定、③経済補償金支払についての規定、の3点が挙げられますが、これについて簡単にポイントをご紹介します。

① 労働契約の締結・履行

労働契約法では、雇用開始後1カ月以内に書面による労働契約の締結を求めており、これを怠った場合には、2倍の賃金を支払わなければならないとされています。また、1年以内に書面での労働契約を締結していない場合には無固定期間労働契約を締結したものとみなされます。ただし、労働者が意図的に書面での契約締結を拒む場合は、会社は事前に書面で労働者に通知することで労働関係を終了し、かつ、経済補償金の支払は不要とされています。

② 無固定期間労働契約（終身雇用）

無固定期間労働契約については、同一使用者における勤続年数が満10年となる場合や、連続2回期限付き労働契約を締結した後3回目の労働契約を締結する場合には、労働者は無固定期間労働契約の締結を会社に要求することができ、労働者からの要求があった場合には会社は無固定期間労働契約の締結を拒むことはできないとされています。

③ 労働契約の解除・終止と経済補償金

労働契約期間満了による労働契約の解除時にも、会社は労働者に対して勤続年数に応じた経済補償金（勤続年数1年につき1か月分の給与）を支払うこととされました。

なお同法及び本条例は、現時点でも不明瞭な部分や実務にそぐわない部分が多く見受けられ、今後整理されていくことが望まれます。

(2) 有給休暇条例

2008年1月1日より施行された「従業員有給休暇条例」（以下「本条例」という）及び、同年9月18日より施行された「企業従業員年次有給休暇実施弁法」（以下「本弁法」という）により、有給休暇の付与条件等が明確に定められました。その主な内容は、①法定有給休暇付与日数の規定、②有給休暇を付与しなかった場合の罰則、③未消化有給休暇についての規定、の3点が挙げられます。

① 法定有給休暇付与日数

勤続 12 ヶ月以上の従業員が有給休暇を享受することができ、法定有給休暇付与日数は以下のように定められています。

勤続年数 1 年以上 10 年未満：年 5 日

勤続年数 10 年以上 20 年未満：年 10 日

勤続年数 20 年以上：年 15 日

ここで問題となるのは、以前の職場での勤続年数を含むか含まないかという点です。しかし、勤続年数の確認方法については特に定めがなく、詳細の発表が待たれています。

② 有給休暇を規定通りに付与しなかった場合

もし会社が、業務上の理由で従業員に対して法定有給休暇日数の有給休暇を付与することができなかった場合には、未使用の有給休暇について、会社は不足分につき該当従業員の日給の 300%（給与分 100% + 手当 200%）を支払わなければならない、と定めています。ただし、従業員自らの原因で、かつ有給休暇を取得しない旨の書面が提出されていれば、200%の手当を支払う必要が無いとされています。

③ 法定以上の有給休暇の取り扱い

法定以上の有給休暇を付与している場合、本弁法第 13 条によると未消化分については日給の 300% の支払い対象となる、と読み取ることも出来ますので注意が必要です。（この点について、現段階では解釈の相違が生じています）

(3) 賃金と社会保険負担の上昇と影響

天津市の 2008 年昇給ガイドライン平均基準値が 15%に達するなど、ここ数年の中国国内の昇給率には目を見張るものがありました。しかし、昇給とともに企業が負担すべき社会保険費用は増加しており、さらに新しく施行された労働契約法と企業従業員有給休暇条例により、経済補償金や有給休暇の買い取りなど、企業の負担は今後増加の一途を辿るものと思われま

2. 外貨管理政策関係

2008 年における外貨管理政策は、ホットマネー流入を規制するために輸出入決済の管理を強化し、一方サービス貿易の対外支払については、管理を緩める内容の通知が公布されていました。しかし、2008 年末には経済環境の劇的な変化を受け、延払外債登記に関しては若干規制を緩める一方、サービス貿易の対外支払や輸入前払金については管理を厳しくする内容の通知が公布されています。

(1) 輸出入決済に関わる規定

人民元高や不動産への投資加熱及び為替市場を攪乱させる恐れのあるホットマネーの流入を阻止するため、外貨管理局は、2008 年 10 月 1 日から「企業貨物貿易関連外債登記管理の実行に関する問題」（匯発 [2008] 30 号）が施行されました。当該通知は、輸入代金の対外送金について契約金額に関わらず代金支払サイトが**輸入通関後 90 日以上のもの**につき延払外債登記を要することされました。延払外債登記可能額は当初前年度輸入支払総額の 10%までとされておりましたが、年末の補足通知で**前年度輸入支払総額の 25%**までに拡大されました。（匯発 [2008] 73 号）

また、輸入前払金について、2008 年 10 月 30 日付公布の「企業貨物貿易項目下の対外債権登記管理実施の関連問題に関する通知」（匯発 [2008] 56 号）にて、輸入契約に前払い条項がある場合や実際に輸入前払金が発生した場合には外債登記を要するとし、貿易に関わる資金のクロスボーダーの移動に対して監視を強化しています。

(2) サービス貿易決済に関わる規定

2008 年 3 月に「サービス貿易対外支払徴収管理の関係問題に関する通知」（4 月 1 日施行）が公布され、天津・上海等の 6 地域に限定して、サービス貿易等における海外送金について、5 万米ドルを超えるサービス貿易での対外支払を行う場合は、事前に税務局にて「納税備案」の届け出手続きを行い、実際の納税は送金後に行うことができるとされていました。

しかし、2008 年後半には、不透明な外貨の流出を監視するため、2008 年 11 月 25 日付で「非貿易送金の対外支払いに関する変更」（匯発 [2008] 64 号）公布し、2009 年 1 月 1 日より、国内機構および個人の**1 回の国外支払が 3 万米ドル相当額を超える**下記の項目につき、主管税務機関にて先に納税を行い「納税証明」を

取得した上で送金を行うこととされました。

- ① 国外機構あるいは個人が国内から得るサービス貿易収入
- ② 国外個人の国内での労働報酬、国外機構または個人が国内から得る配当金、利益、直接債務利息、担保費等の収益および経常移転項目収入
- ③ 国外機構あるいは個人が国内から得るファイナンスリース料、不動産譲渡収入、出資持分譲渡収益

3. 税務関連

(1) 企業所得税法

① 旧法の優遇政策について

外資及び内資企業に対して共通して適用される「企業所得税法」及び「企業所得税法実施条例」が2008年1月1日より施行されました。

外商投資企業にとっては、本法における税率が30%から25%に下がる一方、旧法において優遇を受けていた(受けられた)企業にとっては、15%等の優遇税率や、2免3半減の優遇政策は5年間の経過措置が設けられ廃止されることとなりました。また、国産設備購入による企業所得税控除及び外商投資企業の配当利益をもってする再投資による税還付制度は即廃止とされました。

なお、外商投資企業が外国投資者に対して行う利益配当に係る源泉税の免税優遇措置については、2008年前に獲得した利益を配当する場合には、従来通り免税扱いとされ、2008年以降獲得した利益の配当に対しては10%の税率で企業所得税が課税されることとなりました。

② ハイテク優遇税制

新企業所得税法における優遇政策のうち一番注目度が高い高度新技術企業いわゆるハイテク企業の優遇政策(税率15%)の適用を受けるためには、ハイテク企業の認定を受けなければなりません。ハイテク企業の認定に関して「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発[2008]172号)が公布され、認定基準が明確にされました。

その主な条件は、核となる技術に係る知的財産権の所有者であること。国家が重点的に支援するハイテク技術ガイドラインの範囲内に属する企業の製品サービスであること(8分野、51種類218アイテム)、ハイテクに係る研究開発費が販売収入に占める一定割合以上であり、かつ研究開発費総額の60%以上であること、その他科学技術スタッフの人数や学歴が一定以上であることなどとされています。

③ 特別納税調整規定

新企業所得税法には、特別納税調整項目として、移転価格税制、タックスヘイブン税制及び過小資本税制が規定されています。外商投資企業にとって特に関係してくるのは移転価格税制であり、中国当局もここ数年移転価格調査体制を強化しています。

2008年3月に「特別納税調整管理規定」の草案が公表されて以来、正式な交付が待たれていましたが、2009年1月9日に「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2号)が公布されました。当該弁法には移転価格文書化規則に関する詳細が規定されています。注目されるのは、移転価格文書の作成ですが、次の企業については文書の作成義務が免除されています。①関連会社間との売買取引高が年間2億元以下でその他の関連会社間取引(役務提供、ロイヤリティ等)が年間4千萬元以下の企業、②関連会社間取引が事前確認制度で認められた場合、③外資出資比率が50%未満であり、関連会社間取引は中国国内のみである場合。これらに該当しない企業は文書化が義務付けられることとなります。移転価格文書化が義務付けられる場合、納税年度の翌年5月31日までに準備することとされていますが、2008年度分については文書作成期限が2009年12月31日までに延期されております。

④ 企業年度関連取引報告表

昨年年末に、「企業年度関連取引報告表」が公布され、企業所得税年度納税申告書の添付書類の一つとして、企業所得税年度申告期限(5月末)までに提出することとなりました。

企業年度関連取引報告表には、関連者関係表、関連取引総括表、仕入・売上取引明細表、役務取引明細表、無形資産取引明細表、固定資産取引明細表、融資取引明細表、対外投資状況明細表及び対外支払状況明細表の9種類の表に該当事項を記載することとされています。

関連取引総括表では、今年度の移転価格文書を作成したか、今年度の移転価格文書の準備を免除されるか、をチェックする項目があり、仕入・売上取引明細表及び役務取引明細表では、移転価格算定方法を記載する欄が設けられています。

上記③の特別納税調整実施弁法において、移転価格文書の作成義務が免除される企業であっても、当該

報告表において移転価格算定方法の記載がもとめられていることから、関連会社間取引のある企業は、ある程度移転価格に関する情報を整理しておく必要があります。

(2) 流通税改革

昨年末に、増値税暫定条例、営業税暫定条例及び消費税暫定条例の改正が行われました。また、続けてこれらの実施細則も公布され、2009年1月1日から施行されます。

今回の改正は、増値税の税額控除の対象に固定資産取得に係る仕入税額がふくまれることとなり（不動産を除く）、生産型増値税から消費型消費税へ転換を実現させるものとなっています。

これに伴い、輸入設備に係る輸入増値税免税及び外商投資企業の国産設備購入時の仕入増値税還付の優遇政策は廃止されました。

また、増値税の小規模納税人の税率が、一律3%に下げられています。（従来は4%と6%）

営業税の主な改正項目は、課税役務の納税地判断が、従来の役務提供地から、機構所在地に変更されました。

増値税、営業税及び消費税の納税申告期限が10日から15日に延長されましたので、財務担当者にとっては事務日数に余裕ができたため喜ばしいことです。

(3) 輸出増値税還付率

輸出増値税の還付率については、2007年から続いていた輸出抑制から、経済減速を受け一転して以下のように輸出拡大を支援する方向に変化しています。

2008年8月1日より、繊維製品及び衣類などに対する輸出増値税還付率が調整され、一部の繊維製品や衣類は輸出増値税還付率11%から13%に引き上げ。（財税2008年第111号）

その後11月1日には、さらに調整対象の範囲を広げ、繊維製品、衣類、玩具、プラスチック製品、家具等の輸出還付率について9%～14%まで引き上げ。（財税2008年第138号）

さらに、12月1日には、労働集約型製品について輸出還付率を調整し、一部のゴム製品、木製品、鋳型、ガラス製品、水産品、バック、履物、傘、家具、寝具、ランプ、時計、化学工業生産品、金属加工材料、電気製品について9%～14%まで引き上げ。（財税2008年第144号）

4. 2009年の展望

2008年の当初、中国政府は、労働集約型産業の支援から高付加価値産業を支援する方向に転換し、技術力及び生産能力の自立した発展を目指した政策を打ち出しておりましたが、米国発の金融危機に端を発した世界経済の落ち込みにより、中国実体経済にも影響がおよび始めたため、2009年は徹底して経済発展を下支えする政策になるものと思われます。

とはいえ、世界経済がどのような方向に進むのか？先が見えない状況にあります。

そのような中、現地法人運営上、確実に対応していかなければいけない事項として、労務関係と税務関係が考えられます。

中国でさらなる拡大を目指す現地法人には、このように一時的に経済が落ち込んだことにより多少時間的余裕ができたならば、社員教育を充実させ、社内制度の改革に取り組むなど、企業と労働者が一丸となって逆境を乗り越えていく体制を築くよい機会とすることもできます。

今後も経済環境の悪化が予測される中、今後、現地法人の縮小や組織再編を検討する企業が増えてくるものと思います。このような場合に一番ネックになるのが労務問題です。労働契約法により以前に比べ企業側の負担は重くなり、しっかりした理解と準備をもって対応しないと余計な負担が発生するほか、手続きが先に進まないということもありますので注意が必要です。

税務関係の対応としては移転価格対応が重要となります。

日本親会社では、日本の移転価格調査対象とならないような規模であっても、中国現地法人では十分移転価格調査対象となりうる可能性があります。移転価格のリスクを分析し把握することは、税務対応のみならず、グループ間の中国事業そのものを見直すきっかけにもなりますので、このような経済状況だからこそ、移転価格対応と中国事業の見直しを合わせて検討してみたいかがでしょうか。（完）